

委員会のとりまとめ

平成 20 年 3 月

食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会

【委員会設置の経緯】

食品トレーサビリティシステムを普及させるにあたり、以下のような声が高まった。

- ・ トレーサビリティシステムの信頼性の向上が必要。そのためには、第三者認証が有効ではないか
- ・ 認証を受けて取引先や消費者にアピールできれば、事業者にとってトレーサビリティシステム導入のモチベーションが高まるのではないか

そこで、農林水産省からの要請と補助を受けて、社団法人食品需給研究センターが食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会を設置し、検討を行うことになった。

この委員会の目的は、以下のとおりとされた。

(平成 17 年度の委員会の規約より)

2.目的

食品トレーサビリティシステムの第三者認証の導入を推進するため、認証のあり方や仕組みについて検討を行う。

3.検討事項

- (1) 食品トレーサビリティシステムにおける第三者認証の在り方
- (2) 第三者が認証するにあたって必要な規定類の作成等
 - ・ 食品トレーサビリティシステムの要求事項の内容
 - ・ 第三者認証機関の資格要件
 - ・ その他（第三者認証の推進方策）

【結論】

1 基準となる文書について

- ・第三者認証を実施するには、基準となる以下の文書が必要であることが合意され、本委員会にて作成してきた。
 - ・システムを監査する基準＝「食品トレーサビリティシステムの要件」
 - ・監査員の基準＝「監査員の資格要件」
 - ・認証機関の基準＝「認証機関の要件等」（「トレーサビリティ表示について」所収）
- ・このうち、「システムの要件」と「監査員の資格要件」は、食品トレーサビリティシステムの第三者認証を実施する場合に限らず、内部監査や取引先の監査（第三者監査）、第三者監査にも適用できる。

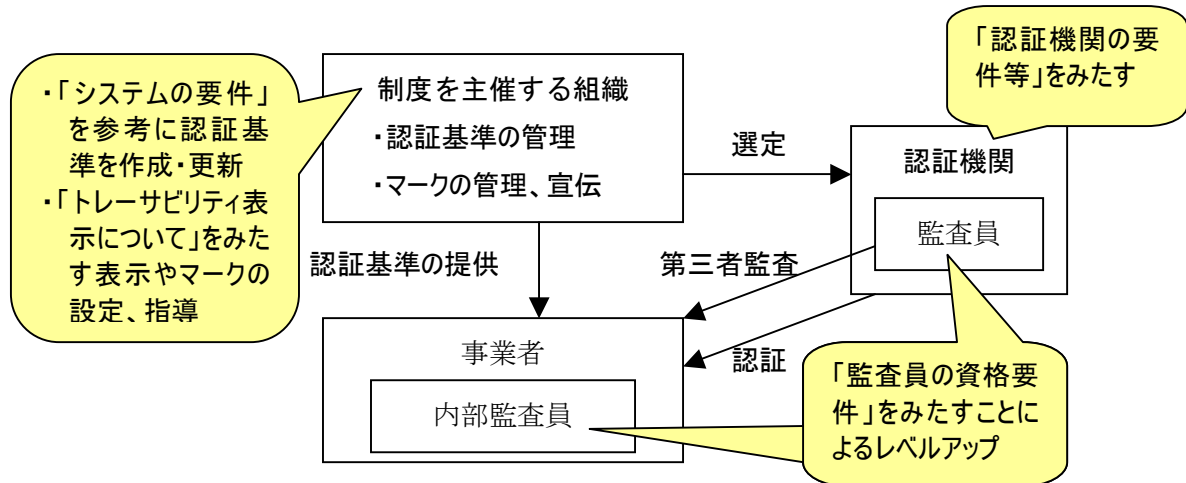
2 食品トレーサビリティシステムの第三者認証の仕組みのあり方

- ・トレーサビリティシステムの信頼性を向上させるために、確かに第三者認証は貢献できる。ただし、認証の取得に伴う事業者の費用と効果のバランスを考慮する必要がある。
- ・食品のトレーサビリティを確保する、つまり食品の移動を把握できるだけでも、食品事故が発生した場合の問題発生した場所や日時の絞り込みや、問題が及びうる範囲の絞り込みに役立つ。また生産段階を含むトレーサビリティシステムによる追跡・遡及は、原産地表示の正しさを確認するためにも役立つ。
- ・しかし現実の事業者のなかでは、食品トレーサビリティシステムは、安全管理、品質管理、コンプライアンス、取引先や消費者への情報提供など、何らかの目的とした仕組みの中の1つのツールとして取り組まれることが多い。また、ISO 22000やISO 9001など、トレーサビリティを要件の1つとして含む規格の認証の取得をする事業者も少なくない。
- ・また日本には、有機JAS、生産情報公表JASなど、類似した公的な規格がある。これに加えてトレーサビリティシステムの認証制度やそれに伴う認証マークを作った場合、消費者にとってわかりづらい、という意見がある。
- ・したがって、仮に食品トレーサビリティシステムだけを第三者が認証する仕組みを整えた場合、その認証を得た事業者を、顧客や消費者が高く評価するかどうかについては、委員会で意見が分かれた。ISO 22005の認証取得が普及するかなど国内外の動向を見守り、改めて検討すべき課題だと考えられる。
- ・その一方で、トレーサビリティの要素を含むさまざまな認証制度が存在し、普及しつつある。それら既存の認証制度におけるトレーサビリティ要件やその監査のレベルの向上を働きかけることが、トレーサビリティシステムの信頼性向上につながる。

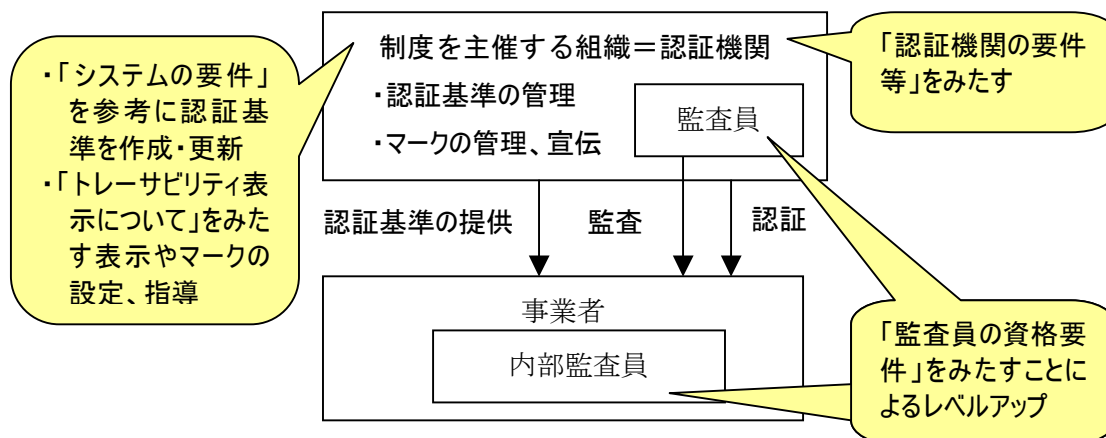
3 自治体等が設ける制度との関連

- 自治体等が中心になって、トレーサビリティ要件を含む認証制度を設ける例が発達しつつある。さまざまな形式があるが、制度を主催する組織や基準が設けられ、監査し、認証を与えている。これらの制度において、本委員会が作成した基準を活用し、仕組みを整えることが望まれる。

想定される活用例 1（制度の主催者と認証機関が独立している場合）



想定される活用例 2（制度の主催者と認証機関が一体化している場合）



4 今後の課題

- ・本委員会で作成した「システムの要件」等の文書を「手引き」とともに普及させ、また必要に応じて見直しをする体制をつくり、継続的に維持することが必要である。
- ・トレーサビリティシステムの監査員を養成するために、講習会を開催することや、受講者に資格を提供することが考えられる。

